

第二百八回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第十五号

令和四年四月十二日(火曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 藺浦健太郎君

理事 井林 辰憲君

理事 中西 健治君

理事 稲富 修二君

理事 吉田 豊史君

理事 井上 貴博君

石原 正敬君

神田 憲次君

小泉 龍司君

塩崎 彰久君

田野瀬 太道君

藤原 崇君

八木 哲也君

若林 健太君

櫻井 周君

中川 正春君

伴野 豊君

沢田 良君

中川 宏昌君

田村 貴昭君

越智 隆雄君

藤丸 敏君

末松 義規君

角田 秀穂君

石井 拓君

門山 宏哲君

神田 潤一君

高村 正大君

鈴木 隼人君

中川 貴元君

三ツ林 裕巳君

山田 美樹君

鷺尾 英一郎君

下条 みつ君

野田 佳彦君

赤木 正幸君

藤巻 健太君

岸本 周平君

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同日

消費税率の引下げと適格請求書等保存方式導入中止に関する請願(山岸一生君紹介)(第八二三号)

同(吉田はるみ君紹介)(第八二四号)

同(笠浩史君紹介)(第八二五号)

同(田嶋要君紹介)(第八五五号)

同(篠原豪君紹介)(第九三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国から輸入される物品に課する関税の率を、基本税率等とすることとしております。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、暗号資産の制裁の抜け穴として悪用されないように、制裁の実効性を更に強化するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として新たに定義することにより、資本取引規制の対象とすることとしております。

第二に、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務等を課すこととしております。

以上が、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○藺浦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十三日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散會

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国(その一部である地域を含む)を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税法第三条ただし書(課税物件)の規定にかかわらず、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定(前条の規定の適用があるときは、同条の規定)によるものとする。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七条の三第一項ただし書中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(次項第五

財務大臣 鈴木 俊一君

財務副大臣 (金融担当) 岡本 三成君

財務大臣政務官 高村 正大君

財務大臣政務官 藤原 崇君

財務金融委員会専門員 鈴木 祥一君

四月十二日

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

第一類第五号 財務金融委員会議録第十五号

令和四年四月十二日

号及び第七号の六第二項第二号において「一般協定」という。「二」を「一般協定」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

理由

最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

第一条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号を次のように改める。

九 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。

第十六条第一項第十六号中「第十号、第十一号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第十六条の二中「平成二十一年法律第五十九号」を削り、「を」及び「及び」を「及び」に改め、同法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者(同法第二条第九項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。)がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が同法第二条第九項に規定する暗号資産交換業者が暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の顧客に対して行う支払に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。)における当該暗号資産の移転によつてされるものを除く。)及び「に、」その他政令を「及び暗号資産交換業者が

その顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第九項に規定する暗号資産交換業者が暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者若しくはは外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。第十七条の四及び第十八条の六において同じ。)における当該暗号資産の移転によつてされるものその他政令に改める。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

(暗号資産交換業者への準用) 第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二第一項中「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、同条第二項中「外国為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

第十八条の五の次に次の一条を加える。

(暗号資産交換業者への準用) 第十八条の六 第十八条から第十八条の四までの規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「係る為替取引」とあるのは「係る暗号資産の移転」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産の移転取引」と、同条第二項及び第三項、第十八条の二、第十八条の三第二項並びに第十八条の四中「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と読み替えるものとする。

第二十條の次に次の一条を加える。

(資本取引とみなす取引)

第二十條の二 次の各号に掲げる取引は、当該各号に定める資本取引とみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)の規定を適用する。

一 居住者(居住者)と非居住者(非居住者)との間の暗号資産の管理に関する契約に基づく当該暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引(以下この条において「暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引」という。)

二 居住者(居住者)と非居住者(非居住者)との間の暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引

三 居住者(居住者)と非居住者(非居住者)との間の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引

前条第三号に掲げる資本取引

第二十一条第一項中「前条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「次に掲げる取引又は行為の下に」を「前条の規定により資本取引とみなされるものを除く。」を加え、同項第一号中「前条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同項第二号中「前条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同項第三号中「前条第五号」を「第二十条第五号」に改める。

第二十二条の二の見出しを「銀行等その他の金融機関等との本人確認義務等」に改め、同条第一項中「及び金融商品取引業者」を「金融商品取引業者」に、「(次項)」及び「暗号資産交換業者(次項に、」銀行等その他の金融機関等を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第二項中「銀行等その他の金融機関等」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第五十五条の三第二項中「銀行等及び」を「銀行等」に、「は、前項第五号」を「及び暗号資産交換業者は、前項第三号(第二十條の二の規定

により資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ。)、第五号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第二項第三号、第五号」に、「又は金融商品取引業者」を「金融商品取引業者又は暗号資産交換業者」に改め、同条第五項中「金融商品取引業者」の下に、「暗号資産交換業者」を加え、「及び金融商品取引業者」を「金融商品取引業者及び暗号資産交換業者」に改める。

第七十条第一項第五号中「第十七条の三」の下に「及び第十七条の四」を加える。

第七十条の二及び第七十一条の二中「第十八条の五」の下に、「第十八条の六」を加える。

第二条 外国為替及び外国貿易法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号中「第二項第五項」を「第二項第十四項」に改める。

第十六条の二中「第二項第八項」を「第二項第十六項」に、「第二項第九項」を「第二項第十七項」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 この法律の公布の日又は安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律令和四年法律第 号。次号及び同条において「資金決済法等」の一部改正法という。の公布の日から起算して二十日(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十條の二の規定により資本取引とみなされる取引に係る同法第五十五條の三第一項及び第五十五條の四の規定は、公布の日

から起算して六月を経過した日以後に行う当該取引について適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(資金決済法等一部改正法の一部改正)

第四条 資金決済法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち外国為替及び外国貿易法第十六条の二の改正規定中「いう。以下」を「を」「資金移動業者をいう」を「資金移動業者を」に、「含む。以下」を「含む」に改める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和四年五月十三日印刷

令和四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A